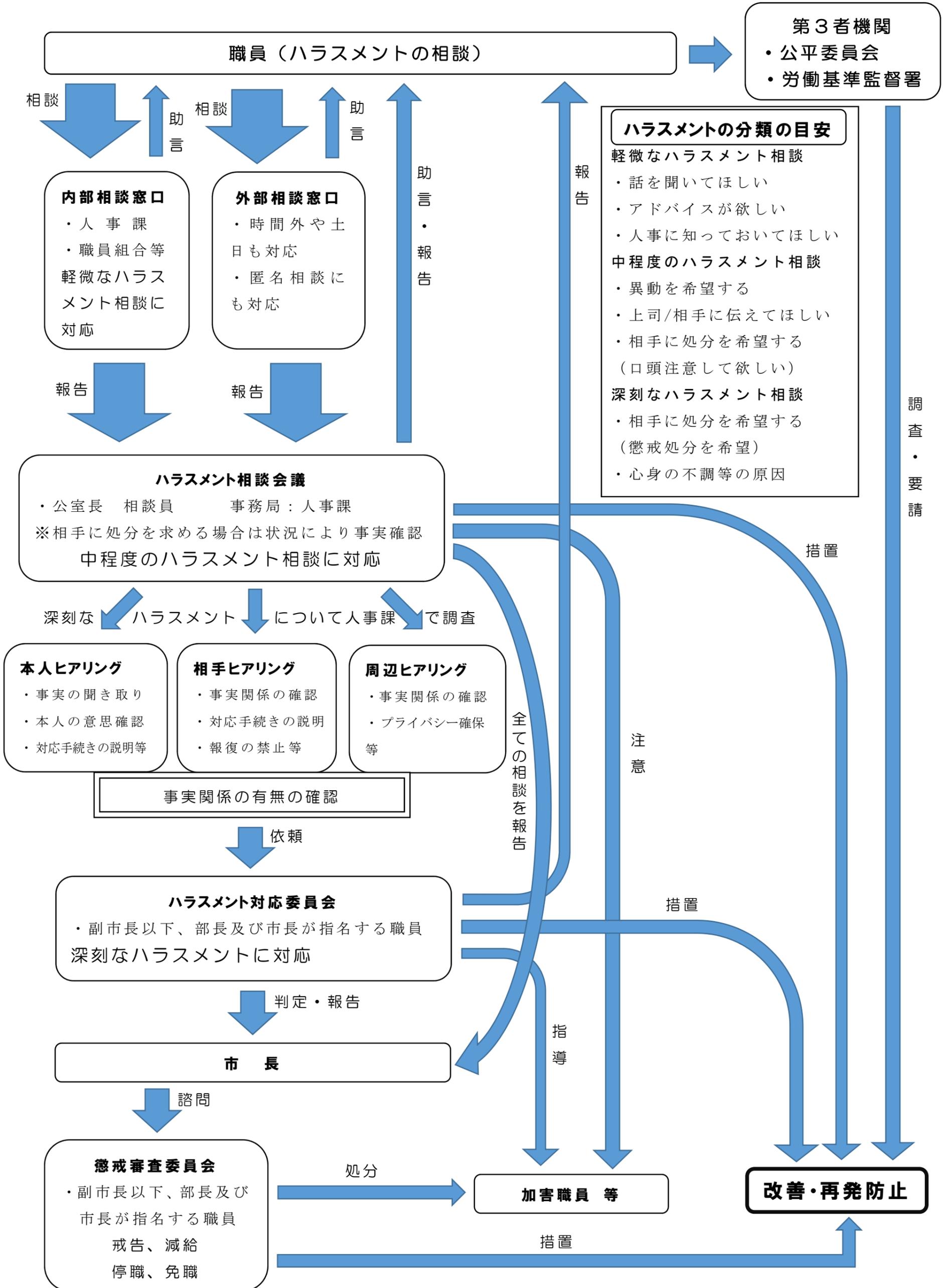


ハラスメント相談及び対応のフロー



※その他にも各事業場の安全衛生推進員（所属長）に相談することができます。相談は、各事業場の安全衛生委員会に報告された後、ハラスメント相談会議に報告されることとなります。